

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2417 2017年 8月4日	8月4日は人勧闘争最終の人事院総裁交渉。4年連続の月例給・一時金の着実なプラス勧告回答を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合		

# 2017人勧闘争④ 8.2公務員連絡会・人事院給与局長交渉 官民較差 月例給 昨年下回るもプラス較差／給与改定へ 一時金 支給月数引き上げ／勤勉手当に配分か 4年連続の月例給・一時金引き上げの見通し ＝最終盤の本日（4日）人事院総裁交渉で前進回答求める＝

公務員連絡会（議長：石原富雄国公連合委員長）は、先の7月25日の人事院給与局長交渉において、月例給・一時金の官民較差の動向及び較差配分について、人事院側が全く示されなかったことから、8月2日、再度、人事院・千葉給与局長との交渉を行い、本年の給与改定に関し、人事院の見解を質した。

千葉給与局長は、官民較差に関し、月例給は、「最終的な詰めを行っているが、今年の民間企業の春季賃金改定状況を反映して、昨年（平均708円）を下回るものの、プラスとなる見通しである」とした。その上で、引き上げ改定を行うとした場合には、「基本的には俸給の引き上げを考えている」としつつ、「給与制度の総合的見直しに伴う現給保障対象者には給与改定は反映されず、なお較差が残ることから、本府省業務調整手当額の一部を4月に遡及して引き上げる」とした。

一時金は、「民間企業のボーナスの支給状況を反映して、支給月数が引き上げとなる見通し」を示し、支給月数の引き上げがある場合には、勤勉手当に配分する予定であることを示した。

千葉給与局長の回答に対し、交渉団からは、月例給の官民較差に関し、「①高齢層を含めて全世代へ配慮した配分を求める、②給与改定をしてもなお残る較差を本府省業務調整手当に配分することは制度準拠を強要される地方自治体に課題が生じる、③初任給や若手職員重視が必要」と訴え、それらを踏まえ較差配分を行うべきこと、一時金の官民較差に関し、「民間の厳しい調査結果との整合について説明責任を果たし、十全の対応」を求めた。

千葉給与局長は「較差配分は要望として承ったうえで作業を進めていく」、「一時金は春闘期の早い段階で製造業の大手が厳しかったが、非製造業が対前年比伸びている報道があり、民調の結果、調査対象の6割を占める非製造業の実情を調べたところ、引き上げの見通しとなった」と説明した。最後に、4日の人事院総裁交渉に向け要求に応える対応を強く要請し、交渉を終了した。人事院給与局長交渉の概要は裏面のとおりに。

## ○ 勧告日

給与局長：来週の前半（7日又は8日）で調整している。日程は総裁交渉時に示す。

## ○ 官民較差（月例給）

給与局長：官民較差は、現在、最終的な詰めを行っているが、今年の民間企業の春季賃金改定状況を反映して、昨年（平均708円）を下回るものの、プラスとなる見通しである。

仮に、引き上げ改定を行うとした場合には、基本的な給与である俸給の引き上げを考えている。その場合、本年も給与制度の総合的見直しにおける俸給水準の引き下げに伴い、経過措置を受ける職員（現給保障対象者）には、俸給表の引き上げを行っても実際に支給される額が増加せず、なお、較差が残ることから、較差解消のため、本府省業務調整手当の手当額の一部を本年4月に遡及して実施することが考えられる。

交渉団：本俸重視を基本として、①高齢層を含めて全世代へ配慮した配分を求める、②残った較差で本府省業務調整手当を引き上げるとのことだが、制度準拠が強要される地方自治体に課題が残る、③非常勤職員に配慮し、初任給や若年層職員の重視を求める。

給与局長：較差の配分方法は要望として承った上で作業を進めていく。

## ○ 官民較差（一時金）

給与局長：最終的な集計を行っているが、民間企業のボーナスの支給状況を反映して、支給月数が引き上げとなる見通しである。なお、支給月数の引き上げがある場合には、勤勉手当に配分することを考えている。

交渉団：一時金の引き上げだが、民間の厳しい調査結果との整合について説明を。人事院として社会的・政治的説明責任について十全に対応されたい。

一時金の引き上げを勤勉手当に充てると、育児休業の職員の処遇に問題がある。再検討を。

給与局長：春闘の早い段階で製造業の大手が厳しいとされていたが、非製造業が対前年比で伸びているとの情報もあった。民調の場合、全体の6割を非製造業が占めており、夏冬の実情を調べたところ、引き上げの見通しとなった。人事院としてははっきりと説明する。

# 人事院「住居手当」改定は当面見送りか？

公務員連絡会では、民間賃貸住宅に居住する職員が増加するなか、民間企業の家賃補助に比して水準が低いこと、職員の負担解消のため、人事院に対し住居手当の改定勧告を要求してきた。しかし、これまでの人事院給与局長交渉でも住居手当の改定は具体的な言及がなく、今年度の手当見直し勧告は難しい情勢だ。併せて、再任用職員に係る扶養手当や住居手当の支給も見送られる見通しだ。

人事院は、国家公務員の住居手当受給者数の状況、家賃負担の現状、更には、政府が進めている公務員宿舍料の段階的引き上げ（2018年4月まで）などの動向を慎重に見極める必要があることから、改定を当面見送る方針としている。

当県の住居手当は国準拠であることから、公務員連絡会の交渉動向を注視してきた。しかし、人事院が今年度の勧告に盛り込まれない方向となったことは極めて残念と言わざるを得ない。

住居手当の支給水準は約20年間改定されておらず（支給上限月額：27,000円/月）、民間賃貸住宅の家賃の高騰などで住居確保が困難な沿岸部を中心に職員は自己負担を強いられている。住居手当などの諸手当の負担解消は、県人勧闘争の重要なテーマであり、各職場の切実な実態を県人事委員会に突き付けながら、職員の負担緩和に向けて取り組みを強化していく。